『中原招学校 ツナグバ』の運営規約

(趣旨)

第1条 この規約は、【(1)「地域の大人の愛情を受けて、自分に自信をもつ子ども」「地域の大人への信頼感をもつ子ども」「ふるさとを愛し、ふるさとの一員であると自覚する子ども」を育むために、学校が核となって地域と子ども達をつなぐため(2)子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制を構築し、地域の方々が気軽にコミュニティサロンを利用することをきっかけに、子どもと触れ合う機会につなげるため(3)地域・保護者のコミュニティサロンの利用をきっかけに、地域・保護者の潜在意識としての「学校に対する"敷居の高さ"」を払拭し、学校の教育活動への積極的な参画を促すため】の3つを目的とした学校活用型コミュニティサロン『中原招学校 ツナグバ』(以下ツナグバという)の適正な運営・管理を行うために必要な事項を定める。なお、本規約における「使用」とは「本規約第7条に該当する活動を参観・閲覧・鑑賞する場合」を指す。

(施設の運営・管理)

- 第2条 ツナグバの運営・管理を行うために、中原小学校学校運営協議会内にツナグバ部会を設置 する。
- 第3条 ツナグバ部会は、次の役員によって構成する。
- (1) 学校運営協議会三役(会長・副会長2名)
- (2) 中原小学校校長
- (3) 運営協議会内で互選し、会長の指名を受けた者(若干名)
- (4) その他、中原小学校教頭を部会事務局とする。
- 2 前条に規定する役員の他に、中原小学校学校運営協議会で特に承認された者を、ツナグバ部会の構成に加えることができる。
- 第4条 ツナグバを使用・利用できる者は、中原小学校職員・児童の他、本規約を遵守することを 前提として次のとおり定める。
 - (1)原則として、中原小学校区内の住民個人及び住民で構成する地域活動団体ならびに同好会やサークルなどの住民諸団体とする。
 - (2) 校区外の住民については、ツナグバ部会の了承のもとに使用・利用することができる。なお、ツナグバ部会の使用者・利用者に対する了承については、中原小学校校長に一任する。
- 2 ツナグバを使用・利用できる日時は、次のとおりとする。
- (1)(学校教育上支障のない場合において) 中原小学校閉庁日以外の平日8時15分~午後4時45分 ただし、中原小学校職員・児童の使用においては、これに限らない。
- (2) これ以外の使用・利用については、ツナグバ部会の了承のもとに使用・利用することができる。なお、ツナグバ部会の了承については、中原小学校校長に一任する。
- 3 ツナグバは,常時開放(施錠なし)を原則とする。

(使用の申請及び承認)

- 第5条 ツナグバの『使用申込』および使用前後の手続について、次のとおり定める。ただし、中原小学校職員・児童の使用においては、これに限らない。
 - (1)『使用申込』は、来校あるいは電話にて口頭で申請をすることができる。その際、使用団体

名及び代表者名,使用人数,連絡先,使用日時,使用目的等を申請することとする。なお,作品展示のための使用等については,展示期間及び展示期間中における別団体のツナグバ使用の可否,学校ホームページ等による周知の有無を別途確認する。

- (2)『使用申込』の受け付け開始については、特に期日を設けない。ただし、『使用申込』の日時が重複する場合は、受付先番順とする。また、『使用申込』の受付後に、運営・管理上やむを えない場合は、使用の取消しあるいは日時の変更調整を図ることもある。
- (3)『使用申込』を受けた者(中原小学校職員)は、ただちにツナグバ部会に確認を取った上でその了承を得てから、使用申込者に対して使用許可を承認することとする。なお、ツナグバ部会の使用者に対する了承については、中原小学校校長に一任する。

(使用の制限)

- 第6条 ツナグバ部会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認をしない。ただし、 既に使用の承認を受けた者については承認の取消しまたは使用を停止させることができる。 なお、ツナグバ部会の制限判断については、中原小学校校長に一任する。
 - (1) 学校教育または学校管理に支障があるとき。
 - (2) 公益を害し、または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 政治活動, 宗教活動, 営利活動等を目的とした使用のとき。
 - (4) ツナグバを破損し、または滅失するおそれがあるとき。
 - (5) 使用の条件に違反し、または違反するおそれがあるとき。
 - (6) 災害その他の事故により施設が使用できなくなったとき。
 - (7) その他管理上, 支障があるとき。
- 2 ツナグバ部会は、前項の規定による処分によって、使用者が損害を受けることがあっても、そ の責めを負わない。

(使用の内容)

- 第7条 ツナグバ部会は、次の各号のいずれかに該当する場合且つ第6条に準じる場合に、使用を 承認する。なお、ツナグバ部会の使用者に対する承認については、中原小学校校長に一任す る。
 - (1) 個人あるいは団体の作品展示等。
 - (2) 中原小学校職員・児童の作品展示等。
 - (3) 個人あるいは団体と子ども達との活動等。
 - (4)団体の打合せ及び会議等。
 - (5) 中原小学校の教育に資すると判断した活動及びポスターやチラシの設置等。
 - (6) 地域の活性化に資すると判断した活動及びポスターやチラシの設置等。
 - (7) 非営利目的の募金,物品販売等及びツナグバ運営費に充てるための募金,物品販売等。 ただし、商品及び金銭の管理についてはツナグバ部会と事前に十分に協議すること。なお、 ツナグバ部会の協議については、中原小学校校長に一任する。

(使用者・利用者の義務及び留意事項)

- 第8条 使用者・利用者は、次の各号に示した使用義務に従って必要な注意を払い、ツナグバを善 良に使用し、良好な状態に維持しなければならない。
 - (1)使用者(使用者が団体の場合は代表で可)は、使用前と使用後に中原小学校職員室に立ち寄り、ツナグバ使用簿(様式第1号)へ必要事項を記入しなければならない。また、利用者はツナグバ利用者名簿(様式第2号)へ必要事項を記入しなければならない。ただし、中原小学校職員・児童の使用においては、これに限らない。

- (2)使用者は、使用終了時刻の10分前から清掃を行って原状を回復し、定刻に退出しなければならない。なお、使用時に出たゴミは、各自の持ち帰りを原則とする。
- (3) 使用者・利用者は、中原小学校の敷地内において喫煙・飲酒をしてはならない。
- (4) 使用者・利用者は、展示作品等に勝手に触れてはならない。ただし、作品展示者自身が作品 に触れることを促している場合は、これに限らない。
- (5)使用者・利用者の故意もしくは過失によって、ツナグバの施設・設備・備品あるいは中原小学校の建物等を破損して損害を与えた時は、使用者・利用者が責任をもってその破損箇所を修復しなければならない。なお、中原小学校あるいはツナグバ部会が当該使用者・利用者に代わって修復を実施した場合は、当該使用者・利用者に対して求償権を有するものとする。また、中原小学校あるいはツナグバ部会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、または免除することができる。
- 2 作品展示等については、次に掲げた使用・利用環境を十分に考慮した上で使用すること。なお、 作品の破損等を含む使用中・利用中の事故及びその他について、中原小学校およびツナグバ部会 は一切の責任を負わない。
- (1) ツナグバは、常時開放(施錠なし)を原則としていること。
- (2) 中原小学校職員・児童を含め、保育園児やその他の子どもの出入りもあること。

(運営費)

- 第9条 ツナグバの維持・管理・運営の費用については、原則として中原小後援会費を充てる。
- 2 ツナグバの維持・管理・運営費については、部会事務局(中原小学校教頭)が管理し、中原小後援会費として収支決算を報告する。
- 3 第7条(7)に該当する活動で得たツナグバ運営費については、中原小後援会費の収入として 計上し、その後ツナグバの運営費として支出する。

(その他)

- 第10条 ツナグバの使用及び作品展示等については、中原小学校ホームページ等で地域に向けて 周知することができる。なお、様式第1号において作品展示周知の意向の有無を確認する と共に、肖像権・個人情報等については確認した範囲内で公開することとする。
- 第 11 条 ツナグバ部会は、中原小学校学校運営協議会においてツナグバの使用・利用状況等の報告の義務を負う。なお、報告の形式については任意とする。
- 第12条 本規約の改正については次のとおりとする。
 - (1) 規約改正を提案する者は、中原小学校校長に申し入れツナグバ部会で協議する。
 - (2) ツナグバ部会は、申し入れが妥当であると判断した場合は中原小学校学校運営協議会で協議する。また、申し入れが不当であると判断した場合はこれを棄却する。
- 付則 この規約は、令和4年12月8日付け第5回中原小学校学校運営協議会において承認され、 第5回中原小学校学校運営協議会終了と同時に施行する。